(二)　業務の公共性、透明性及び自主性等

独立行政法人通則法及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性等は十分配慮されなければならないこととした。(第三条第三項関係)

2　独立行政法人評価制度委員会

総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会は委員一〇人以内で組織し、委員は内閣総理大臣が任命することとした。(第一二条、第一二条の三第一項及び第一二条の四第一項関係)

3　役員及び職員

(一)　監事の職務及び権限等

監事について、役員（監事を除く。）及び職員に対する事務及び事業の報告の求め、独立行政法人の業務及び財産の状況の調査、独立行政法人が独立行政法人通則法の規定により主務大臣に提出する書類及び報告書等の調査、役員の不正行為の法人の長及び主務大臣に対する報告に関する規定を設けることとした。(第一九条第五項及び第六項並びに第一九条の二関係)

(二)　役員の任命

主務大臣は、法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないこととした。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第二〇条第三項関係)

(三)　役員の義務及び責任

独立行政法人の役員に職務忠実義務を課すとともに、役員及び会計監査人に損害賠償責任を課すこととした。(第二一条の五及び第二五条の二関係)

4　業務運営

(一)　内部統制の体制整備

業務方法書には、役員（監事を除く。）の法令等遵守その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を記載しなければならないこととした。(第二八条第二項関係)

(二)　目標設定及び業績評価に関する指針

(1)　総務大臣は、中期目標、中長期目標及び年度目標の策定並びに業績評価に関する指針を定めることとし、その際、総合科学技術・イノベーション会議が作成する研究開発の事務及び事業に係る指針案を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第二八条の二第一項及び第二項関係)

(2)　主務大臣は、(1)の指針に基づき、中期目標、中長期目標及び年度目標を定めるとともに、業績評価を行わなければならないこととした。(第二八条の二第三項関係)

(三)　評価結果の取扱い等

独立行政法人は、業績評価の結果を、中期計画及び年度計画等並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、反映状況を公表しなければならないこととした。(第二八条の四関係)

5　中期目標管理法人の業務運営

(一)　中期目標

主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき中期目標を定めることとし、その際、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第二九条第一項及び第三項関係)

(二)　各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

(1)　中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度の業績（中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度にあっては、当該事業年度の業績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間の業績）について、主務大臣の評価を受けなければならないこととした。(第三二条第一項関係)

(2)　委員会は、中期目標の期間の業績評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないこととした。(第三二条第五項関係)

(3)　主務大臣は、(1)の評価結果に基づき必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとした。(第三二条第六項関係)

(三)　中期目標の期間の終了時の検討

(1)　主務大臣は、中期目標の期間の業績の評価を行ったときは、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずることとした。(第三五条第一項関係)

(2)　委員会は、(1)の検討結果及び講ずる措置の内容について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないこととするとともに、委員会による主務大臣に対する勧告及び内閣総理大臣に対する意見具申の規定を設けることとした。(第三五条第三項及び第四項並びに第三五条の二関係)

(四)　違法行為等の是正等

主務大臣は、違法行為又は著しく適正を欠く業務運営等について、法人に対して是正又は改善を命ずることができることとした。(第三五条の三関係)

6　国立研究開発法人の業務運営

(一)　中長期目標

主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき中長期目標を定めることとし、その際、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第三五条の四第一項及び第三項関係)

(二)　各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

(1)　国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度の業績（中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度にあっては、当該事業年度の業績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間の業績）について、主務大臣の評価を受けなければならないこととした。(第三五条の六第一項関係)

(2)　委員会は、中長期目標の期間の業績評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないこととした。(第三五条の六第八項関係)

(3)　主務大臣は、(1)の評価結果に基づき必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとした。(第三五条の六第九項関係)

(三)　中長期目標の期間の終了時の検討

(1)　主務大臣は、中長期目標の期間の業績の評価を行ったときは、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずることとした。(第三五条の七第一項関係)

(2)　委員会は、(1)の検討結果及び講ずる措置の内容について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないこととするとともに、委員会による主務大臣に対する勧告及び内閣総理大臣への意見具申の規定を設けることとした。(第三五条の七第四項及び第五項並びに第三五条の八関係)

(四)　研究開発審議会

主務大臣は、中長期目標を定めようとするとき、業績の評価を行おうとするとき及び中長期目標の期間の終了時の検討を行うに当たっては、あらかじめ研究開発審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第三五条の四第四項、第三五条の六第六項及び第三五条の七第二項関係)

(五)　違法行為等の是正等

主務大臣は、違法行為又は著しく適正を欠く業務運営等について、法人に対して是正又は改善を命ずることができることとした。(第三五条の八関係)

7　行政執行法人の業務運営

(一)　年度目標

主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する年度目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならないこととした。(第三五条の九第一項関係)